相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区青戸一丁目一二〇番地、最後の住所千葉県野田市七光台三九二番地の六　被相続人　亡　清水　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　事務所千葉県松戸市本町一八番地の四ＮＢＦ松戸ビル七階ユーカリ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　細野　卓司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区富ヶ谷二丁目三一番、最後の住所東京都渋谷区富ヶ谷二丁目三一番三号　被相続人　亡　近藤　きみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区外神田二丁目一二番地、最後の住所東京都杉並区上荻四丁目三〇番三―三〇三号　被相続人　亡　大野　任一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号　相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区河原町一二七番地、最後の住所三重県名張市新町二一七番地　被相続人　亡　髙田　春江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　神奈川県川崎市中原区新丸子町九一五番地二〇　三井生命武蔵小杉ビル六Ｆ　相続財産管理人　司法書士法人溝淵司法綜合事務所　代表社員　溝淵　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市宮前区有馬三丁目一五番地二、最後の住所川崎市麻生区千代ケ丘二丁目一一番地五　被相続人　亡　髙橋　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　川崎市高津区溝口二丁目三番地一〇内田ビル三階　相続財産管理人　弁護士　田畑　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区蒔田町字会下九三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤田　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　横浜市中区住吉町一丁目六番地Ｍ・Ｐ・Ｓ関内一〇二号室　相続財産管理人　司法書士　木村　一美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市春江町随応寺中央二一三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　知己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　福井県敦賀市布田町八四―一―一八　相続財産管理人　弁護士　笠原　一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所三重県一志郡下之川村三十番屋敷　被相続人　亡　横山治兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　三重県津市栄町二丁目四六六番地　相続財産管理人　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市南本郷町三丁目三六番地五八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　寺山　理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　事務所滋賀県東近江市佐野町四〇三番地六　相続財産管理人　岡田　史枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市名塩二丁目九七五番地、最後の住所埼玉県蕨市北町一丁目二九番八号秋庭荘　被相続人　亡　谷野　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　兵庫県尼崎市西御園町一一九番地の三第一寺町ビル七階　相続財産管理人　古川　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市和庄通四丁目一九八番地二、最後の住所広島県安芸郡熊野町一一二六三番地一　被相続人　亡　加藤　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　広島市中区広瀬北町七番二六―五〇二号　相続財産管理人　上垣　孝三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県小松島市立江町字青森八八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　勝瀬　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　徳島県小松島市金磯町九番八一号　相続財産管理人　松下　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市西区姪の浜四丁目三番、最後の住所福岡市西区姪の浜四丁目三番一号　被相続人　亡　長﨑　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十八日　福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目二番一号ジブラルタ生命福岡ビル四階　相続財産管理人　弁護士　波多江愛子

第27期決算公告　平成23年3月27日

埼玉県所沢市上新井四丁目78番地25

株式会社西武開発

代表取締役　田形　幸満

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,884
	固定資産	2,300
	合計	6,185
負債及び純資産の部	流動負債	3,708
	固定負債	1,777
	株主資本	699
	資本金	252
	資本剰余金	202
	資本準備金	202
	利益剰余金	244
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	224
	（うち当期純利益）	(290)
	合計	6,185